

（宛先）松山市長

松山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

松山市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者等

	申請者	配偶者
氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
住所		
生年月日 (婚姻日における年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
婚姻日	年 月 日	
連絡先	(電話) (E-mail)	

2 補助金の額等

住宅取得費用	契約締結日	年 月 日
	支払金額	円
住宅リフォーム費用	契約締結日	年 月 日
	支払金額	円
住宅賃借費用	契約締結日	年 月 日
	家賃・共益費 (①-②) × 月数	月額 円 × か月 = 円
	①家賃・共益費	月額 円
	②住宅手当等	月額 円
	敷金	円
	礼金	円
引越費用	仲介手数料	円
	契約締結日	年 月 日
	支払金額	円
合計額		円
補助申請額※		円

※ 補助申請額は、合計額又は60万円のいずれか低い方の額を記入してください。補助申請額に千円未満の金額があるときは、切り捨ててください。

3 振込口座

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義人		

(裏面へ続く)

4 同意・誓約事項

この補助金の交付申請に当たり、下記の事項について同意・誓約します。

- (1) この申請書及び添付書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- (2) 世帯全員が、暴力団員等に該当しません。
- (3) 市税を滞納していません。
- (4) 生活保護法に基づく保護を受けていません。
- (5) 補助対象経費について、本市、国その他の地方公共団体による補助金等の金銭の給付を受けていません。
- (6) 過去に、地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助金（他の自治体での受給を含む。）の交付を受けていません。
- (7) 補助金の交付の決定を受けた日から1年以上、継続して申請に係る住居に居住する意思がありません。
- (8) 申請の内容の審査に必要な範囲で、市税の納付状況、生活保護の受給状況その他補助金の受給資格に関する事項について、市が調査・収集することに同意します。
- (9) 補助金の交付の後に、補助対象者の要件に該当していない事実や不正等が発覚したときは、速やかに補助金を返還します。

申請者（自署）

配偶者（自署）

5 添付書類

該当する□にはチェックを入れて、当該チェックを入れた書類を、(1)から(3)までの書類とともにこの申請書に添付して提出して下さい。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
 - (2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
 - (3) 夫及び妻の令和5年度市県民税課税（所得）証明書（令和4年1月1日から同年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書）
- 貸与型奨学金の令和4年（令和4年1月1日から同年12月31日まで）における返還額を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅取得費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 住宅の工事請負書又は請書及び領収書の写し（住宅リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書又は賃料等の支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 夫婦の両方又は一方の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅を賃借した場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類